



高浜発電所 設計及び工事計画認可申請種別について
(1号及び2号機の変更の工事)
【使用済燃料ピットの未臨界性評価の変更】

2022年10月12日
関西電力株式会社

1. 経緯

設置変更許可申請(2019年6月)当初から、後段の工事計画については使用前検査が終了していないことから、変更認可にて申請する予定としていた。

設置変更許可の安全審査状況及び高浜1号機の再稼働予定期を踏まえて、工事計画の申請種別について再検討を行った。

2. 検討

今回の安全審査内容を工事計画に反映させるため、機器等の主要仕様書(要目表)及び基本設計方針の変更が必要であると想定しており、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」

2. (1) 3) C. 改造に該当し、使用前検査(基本設計方針検査)が必要である。

これを再稼働設工認の変更認可にて申請を行い、認可及び使用前検査が燃料装荷までに終わらない場合には、再稼働遅延につながるリスクがある。

一方、個別の設工認申請とした場合は再稼働の要件ではなくなることから、余裕を持った審査期間を設定することができる。

なお、SFP未臨界性に係る新規制基準への適合性に関する使用前検査(3号)は、既認可の工事計画内容(使用済燃料ピット用中性子吸収体の使用及び未臨界の維持に係る燃焼度等の燃料貯蔵条件に基づく管理)にて受検する。(高浜1号機:2021年2月完了、高浜2号機:2023年予定)

3. 結論

再稼働遅延リスクを回避するため、再稼働に影響がない本件について、変更認可申請ではなく、個別の設工認申請としたい。

なお、再稼働後は、トラブル停止による燃料取出しリスクが生じることから、設工認及び保安規定の審査対応については、素々と進めていきたい。

高浜1,2号機 SFP未臨界性評価の変更 設工認審査対応スケジュール（案）

2

項目	2022年			2023年					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
発電所工程(高浜1号機)									
再稼働設工認 (変認) 2015年7月3日申請 2016年6月10日認可				申請 ▼	審査（標準期間） ▼	認可 ▼	燃料装荷 原子炉起動 (予定) ▼		
どちらか一方 個別申請 こちらを希望				申請 ▼	審査（標準期間） ▼	認可 ▼	検査要領書説明 ▼	使用前検査 (変認での受験) ▼	認可が遅れた場合に 燃料装荷までに使用 前検査(基本設計方 針検査)が完了でき ず、再稼働が遅延す るリスクあり
									認可が遅れた場合でも 再稼働遅延リスクなし
								検査要領書策定 ▼	使用前事業者検査

(参考) 発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド

2. 設計及び工事の計画の認可及び届出手続きの範囲

(1) 工事の種類

3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

既に設置されている発電用原子炉施設において、設備又は機器を変更する工事をいい、さらに以下の工事に分類して認可又は届出手続きを規定している。

C. 改造

機器等の主要仕様書(以下「要目表」という。)の記載を変更し、機器等を新たなものへ変更する工事の他、機器等の実物の変更を伴わない容量の変更及び号機間での機器等の共用化を行うもの並びに既に設置されている機器の撤去又は台数及び容量を変更する工事も改造の工事とみなす。また、「基本設計方針、適用基準又は適用規格(以下「基本設計方針等」といふ。)の変更」についても規則別表第1中欄において改造として認可対象としており、機器等の実物の変更を伴わない場合でも、新たな基準等に対応するために基本設計方針等の記載事項を変更する必要があれば、認可手続きが必要となる。その場合には、新たな基本設計方針等に基づく機器等として取り扱いを決定する手続きを工事とみなすこととする。(～中略～)なお、機器等の仕様の変更については、発電用原子炉施設の主要な設備又は機器についての改造について認可の対象とし、その他の改造について届出の対象としている。(～後略～)

4. 設計及び工事の計画の変更等の手続き

設計及び工事の計画の認可を受けて工事中、すなわち使用前確認証の交付前の当該計画において、設計及び工事の計画を変更する場合にあっては、法第43条の3の9第2項及び規則第8条第2項の規定により、当該変更が規則別表第1の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事又は制限工事を伴う変更の工事に相当する場合又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムを変更する場合に変更の認可が必要となる。また、これらの変更の工事に該当しないものであって、工事計画の記載の変更を伴うものについては、法第43条の3の9第6項及び規則第10条の規定により届出が必要となる。

設計及び工事の計画の届出を行い、工事の開始制限期間を経過した後に設計及び工事の計画を変更する場合であって、当該変更が規則別表第1の下欄に掲げる変更の工事に相当する場合、又は法第43条の3の10第4項の規定に基づく計画の変更の命令を踏まえて設計及び工事を変更する場合には、法第43条の3の10第1項並びに規則第11条第2項及び第12条の規定により届出が必要となる。

設計及び工事の計画の認可申請後で認可を受ける前の段階で設計及び工事の計画を変更する場合や、設計及び工事の計画の届出後で工事の開始制限期間が経過する前の段階で設計及び工事の計画を変更する場合などにおいては、当該申請又は届出の内容を補正する書類を原子力規制委員会宛てに提出することにより対応することとする。原子力規制委員会においては、当該補正の内容を踏まえた工事の計画について認可の可否、変更又は廃止の命令の要否を判断することとする。